

仙台市農業委員会第77回総会議事録

○ 開催日時 令和6年8月29日（木曜日）午後1時30分から午後2時45分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

○ 出席委員 18人

会 長	1 番 赤間 敬		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 相原 元浩	4 番 阿部 康幸	5 番 大泉 権吾
	6 番 小野寺 潔	7 番 菊地 郁夫	
	9 番 郷古 雅春	10 番 齋藤 清太	11 番 佐々木 功治
	12 番 柴田 市郎	13 番 庄子 みゆき	14 番 鈴木 可和
	15 番 高橋 勝彦	16 番 高山 真里子	17 番 中嶋 紀世生
	18 番 松原 菊男	19 番 三浦 彰芳	

○ 欠席委員 1人 8番 熊谷 幸夫

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議 案

(1) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について

(2) 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定について

(3) 第3号議案 仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

6 報 告

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

(3) 農地法第3条の3の規定（相続等）による届出について

(4) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知について

(5) 売渡あっせん希望農地一覧表

(6) 市街化調整区域内における農地転用許可後の現況把握について

(7) 令和6年度第1回企画検討委員会会議報告

7 そ の 他

(1) 会長等報告

(2) 他農業委員会における耕作放棄地検出システムの活用状況等について

(3) 事務局からの連絡事項

○ 農業委員会事務局職員

事務局長	庄司 泰久	事務課長	櫻井 健二
副主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	伊藤 秀宣
振興係技師	山下 由理	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

<p>1 開 会</p> <p>司会：副主幹</p>	<p style="text-align: center;">開 会</p> <p style="text-align: right;">(午後 1 時 3 0 分)</p> <p>それでは、ただ今から仙台市農業委員会第 77 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会赤間敬会長から、ごあいさつをお願いします。</p>
<p>2 会長挨拶</p> <p>司会：副主幹</p>	<p style="text-align: center;">－ 会長 あいさつ －</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、赤間会長、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議 長 (赤間会長)</p> <p>3 議事録署名 委員の指名</p> <p>議 長</p>	<p>本日は、8 番 熊谷幸夫 委員から欠席の届けがありました。19 人中 18 人出席です。会議は成立しております。</p> <p>次に、議事録署名委員については、6 番 小野寺潔 委員、9 番 郷古雅春 委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。</p>
<p>議 長 (赤間会長)</p> <p>嶺岸若夫委員 (あっせん事業 運営委員会委員 長)</p>	<p>議事に入る前に、あっせん会に関する報告を嶺岸若夫委員長からお願ひします。</p> <p>報告いたします。8 月 7 日に開催した、あっせん会の結果を報告します。 当日は、1 件のあっせんがありました。</p> <p>1 件目は、若林区荒井の農地で、売渡申出人と買受申出人は本人が出席しました。あっせん委員は、農業委員から松原菊男委員と農地利用最適化推進委員から熊坂茂彦推進委員が出席しました。あっせんの結果は成立し、あっせん調書に双方が署名捺印しています。なお代金の支払い時期と方法、農地法第 3 条許可申請の時期、所有権の移転登記手続き、固定資産税の負担方法、土地改良区賦課金の負担方法についても確認しました。</p> <p>以上で、あっせん会の報告を終わります。</p> <p style="text-align: right;">(午後 1 時 3 5 分)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案に入ります。</p> <p>第 1 号議案から第 3 号議案まで、調査委員会を第二調査委員会が担当し、8 月 22 日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から口頭報告をいたします。</p> <p>第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について を</p>

上程いたします。最初に高橋委員長から調査の結果を報告願います。

高橋第二調査
委員会委員長

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、小野寺潔委員、佐々木功治委員、鈴木可和委員と私（高橋勝彦委員）の4名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、今野勇一推進委員、鈴木卓推進委員、倉片誠喜推進委員が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が1件、売買による新規就農が1件、交換による耕作利便が2件、贈与による農業承継が1件、使用貸借による農業承継が1件の合計6件です。調査の結果報告は、番号1番を佐々木功治委員から、番号2番から4番までを小野寺潔委員から、番号5番と6番を鈴木可和委員からします。番号1番、4番、5番は口頭報告をします。

佐々木功治委員
(11番)

番号1番は、贈与による農業承継です。夫から妻への贈与です。
譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、家族3人で83aの農地を耕作しています。8月3日に鈴木卓農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(6番小野寺潔委員報告)

番号2番と3番は関連がありますので一括して報告します。

番号2番と3番は、交換により耕作利便を図るものです。番号2番の譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、1人で249aの農地を耕作しています。番号3番の譲受人は現在、トラクター1台を所有し、田植機1台、収穫機1台をリースし、家族3人で133aの農地を耕作しています。8月9日に今野友善農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

小野寺潔委員
(6番)

番号4番は、売買により新規就農するものです。新規就農であることから、聞き取り調査を実施しております。譲受人はこれまで、3年間農家の手伝いにより小松菜の栽培技術の習得に励み、今回農地を取得し、新規就農するものです。トラクターと耕うん機をリースして、1人で26aの農地に小松菜を栽培する計画です。聞き取り調査では、既に小松菜の販売先が決まっており、また、周辺農地は水田であることから、地元水利組合との協議の上、耕作をしていくということを確認しています。なお、申請地には農地中間管理事業による貸借権が設定されて

おりましたので、農地法第18条第6項の通知（合意解約）が出ております。8月12日に鈴木卓農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

鈴木可和委員
(14番)

番号5番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で357aの農地を耕作しております。8月13日に今野勇一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(14番鈴木可和委員報告)

番号6番は、使用貸借により農業承継をするものです。譲受人は、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族5人で383aの農地を耕作しています。8月9日に倉片誠喜農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

議長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等は、ございませんか。

郷古雅春委員
(9番)

番号4番の新規就農の案件ですが、ここの区域は確か土地区画整理事業の予定があつて、2・3年後か時期は定かではありませんが、近く農地ではなくなる予定の区域だったかと思えます。今回新規就農で、そのような区域の農地を売買で取得してやるのに、安定的な営農ができるのかどうかについて聞き取りしたでしょうか。

小野寺潔委員
(6番)

聞き取り調査では、土地区画整理事業が行われることになれば、周辺の皆さんの意見に従って、土地区画整理事業に賛同し、この農地での耕作は辞めるかもしれないと聞いております。

郷古雅春委員
(9番)

それは、今回新規就農はするけれども、その時には辞めるかもしれない、ということですか。

高橋勝彦委員
(15番)
議長

そうなった場合は、別な農地を見つけて農業は続けたい、と聞いております。
他に何かございますか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、意見等がなければ採決します。
第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について、許可と決定いたします。

(午後1時49分)

議長

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。

高橋委員長から調査の結果を報告願います。

高橋第二調査
委員会委員長

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、熊谷幸夫委員、阿部康幸委員、菊地郁夫委員の3名で行いました。今回の申請は、一般住宅及び資材置場に転用するものが1件、駐車場に転用するものが5件、車両置場に転用するものが1件、資材置場に転用するものが2件、分家住宅に転用するものが1件、グラウンド等に転用するものが1件、作業ヤードに一時転用するものが3件、資材置場に一時転用するものが1件の合計15件です。調査の結果報告は、番号1番から3番と13番と15番は私(高橋委員長)から、番号4番から7番と14番は阿部康幸委員から、番号8番から12番は菊地郁夫委員からします。番号9番、10番、11番、13番、14番は、口頭報告をします。

(書面報告)

高橋勝彦委員長報告

番号1番は、売買により、一般住宅及び資材置場に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が畑856㎡を転用し、実測面積856.30㎡を一般住宅に73.08㎡、庭・通路等に350㎡、駐車場に60㎡、資材置場として373.22㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額

融資資金であり、金融機関の融資証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、売買により、駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、街区がある程度形成されている農地であることから、第3種農地と判断しました。申請は、宗教法人が畑665㎡を転用し、山林を含む事業面積689㎡を駐車場(23台)に370㎡、通路等に319㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、売買により、駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。農地区分は、街区がある程度形成されている農地であることから、第3種農地と判断しました。申請は、譲受人が(役員となっている会社の駐車場として使用するため)、畑659㎡を転用し、駐車場(25台)に342.50㎡、通路等に316.50㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。なお、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(4番阿部康幸委員報告)

番号4番から6番は、関連がありますので一括して報告します。賃借権の設定により、作業ヤードに一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがないことから、第2種農地と判断しました。申請は、土木工事業者が畑2,424㎡のうち1,335.97㎡を一時転用し、(隣接する河川の堤防の強化工事における)公共工事の作業ヤードとして使用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。一時転用の期間は、令和7年3月20日までです。用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号7番は、売買により、車両置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が（中古車販売の車両ストック場所として使用するため、）畑1,086㎡を転用し、車両置場に450㎡、通路等に636㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（7番菊地郁夫委員報告）

番号8番は、賃貸借により、公共工事の資材置場に一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。農地区分は、第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、土木工事業者が田678㎡のうち482㎡を一時転用し、公共工事の資材置場に165㎡、通路に170㎡、駐車場に47㎡、事務所等に100㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。一時転用の期間は、令和7年3月31日までです。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、仙台市との工事請負契約書の写しが提出されております。また、仙台市泉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

菊地郁夫委員
（7番）

番号9番から11番は、関連がありますので一括して報告します。売買により、駐車場に転用するものです。3,000㎡を超える案件のため、聞き取り調査を実施しております。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。農地区分は、街区がある程度形成されている農地であることから、第3種農地と判断しました。申請は、運送業者が田3,045㎡を転用し、雑種地を含む事業面積7,307㎡を駐車場（75台）に2,925㎡、通路等に3,992㎡、資材置場に390㎡を使用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されてお

ます。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(7番菊地郁夫委員報告)

番号12番は、贈与により、分家住宅に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、街区がある程度形成されている農地であることから、第3種農地と判断しました。申請は、譲受人が畑285㎡を転用し、住宅に79.49㎡、駐車場に81㎡、通路等に124.51㎡を使用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金と借入金であり、金融機関の残高証明書と審査結果通知書が提出されております。また、令和6年8月7日付で開発行為許可申請書が出ていることを確認しております。(開発許可日と同日付けの許可日となります。)以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

高橋第二調査
委員会委員長

番号13番は、売買によりグラウンド等に転用するものです。3,000㎡を超える案件のため、聞き取り調査を実施しております。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、4m以上の道路の沿道の区域であって500m以内に2つ以上の公共施設または公益施設がある農地であることから、第3種農地と判断しました。申請は、学校法人が田畑11,429.45㎡(実測24,450.12㎡)を転用し、原野を含む事業面積実測30,336.24㎡を学校法人のグラウンド等に18,705.10㎡、調整池に2,187.30㎡、緑地に9,443.84㎡利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。なお、令和6年7月1日付けで「仙台市杜の都の風土を守る土地利用調整条例」の協定を締結しております。また、令和6年8月20日付けで開発行為許可申請書が出ていることも確認しております。(開発許可日と同日付けの許可日となります。)以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

阿部康幸委員
(4番)

番号14番は、売買により、資材置場に転用するものです。3,000㎡を超える案件のため、聞き取り調査を実施しております。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、4m以上の道路の沿道の区域であって500m以内に2つ以上の公共施設

または公益施設がある農地であることから、第3種農地と判断しました。申請は、造園業者が畑 4,845 m²を転用し、資材置場に 3,679 m²、駐車場（24 台）に 626 m²、通路等に 540 m²を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金と借入金であり、金融機関の残高証明書と審査申込書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（書面報告）

高橋勝彦委員長報告

番号 15 番は、賃貸借により、資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha 以上の広がりがなく、地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後 8 年以上経過している区域です。農地区分は、4 m 以上の道路の沿道の区域であって 500m 以内に 2 つ以上の公共施設または公益施設がある農地であることから、第3種農地と判断しました。申請は、土木工事業者が田 3,445 m²のうち 1,652.93 m²を転用し、資材置場に 466.76 m²、駐車場（4 台）に 966.76 m²、通路等に 219.41 m²を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。なお、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

（午後1時59分）

議 長	<p>次に、第3号議案 仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見について を上程いたします。</p> <p>高橋委員長から調査の結果を報告願います。</p>
高橋第二調査 委員会委員長	<p>第3号議案の調査結果を報告します。調査は、佐々木功治委員、小野寺潔委員、鈴木可和委員と私（高橋勝彦委員）の4名で、聞き取り調査については全員で、経済局農林企画課職員から説明を受け、調査を行いました。この整備計画の変更は別紙のとおり、除外が3件です。調査の結果報告は、私（高橋勝彦委員）から報告します。</p>
高橋勝彦委員 (15番)	<p>整理番号1番は、住宅建築のため農用地区域から除外するものです。今回の除外については、農振除外の5要件の判断基準を満たしているものです。なお、農業振興地域整備計画の変更後に、農地法の第5条許可申請の手続きが必要となるものです。</p> <p>整理番号2番は、農家住宅の建築のため農用地区域から除外するものです。今回の除外については、農振除外の5要件の判断基準を満たしているものです。なお、農業振興地域整備計画の変更後に、農地法の第5条許可申請の手続きが必要となるものです。</p> <p>整理番号3番は、令和6年3月18日付けで農地法第2条第1項の適用を受けない非農地として、仙台市農業委員会が非農地判断した土地の農用地区域にある2筆を農用地区域から除外するものです。(No.385・No.427)</p> <p>今回の仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、農用地利用計画変更申出書等、関係書類を検討した結果、「妥当であり意見はなしとする」と調査いたしました。</p>
議 長	<p>第3号議案の調査の結果、「妥当であり意見はなしとする」と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、意見等がなければ採決します。</p> <p>第3号議案について、「妥当であり意見はなしとする」ことに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第3号議案 仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、「妥当であり意見はなしとする」ことに決定いたします。</p>

(午後2時05分)

議 長	<p>続きまして、報告事項に入ります。まず、農地関係から報告します。</p> <p>(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(5)売渡あっせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。</p>
事務局農地係長	<p>それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。</p> <p>(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり3件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、2ページから3ページに記載のとおり8件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、4ページから5ページに記載のとおり7件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっており、事務局長専決により全件受理しております。(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)については、6ページに記載のとおり2件ありました。(5)売渡あっせん希望農地一覧表については、あっせんが成立したものが1件、取り下げが1件、新規のあっせん申出が1件ありましたので一覧表を修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願い申し上げます。</p> <p>農地関連の報告事項は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項(1)から(5)までについて、ご質問等はございませんか。</p> <p>(質問等なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、次に、(6)「市街化調整区域内における農地転用許可後の現況把握」について を、事務局から報告願います。</p>
事務局農地係長	<p>— 報告 —</p> <p>(6)「市街化調整区域内における農地転用許可後の現況把握」</p>
議 長	<p>報告事項(6)について、ご質問等はございませんか。</p> <p>(質問等なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、次に、(7)「令和6年度第1回企画検討委員会会議報告」について を、阿部企画検討委員会委員長から報告願います。</p>
阿部企画検討 委員会委員長	<p>— 報告 —</p> <p>(7)「令和6年度第1回企画検討委員会会議報告」</p>

議 長	<p>報告事項(7)について、ご質問等はございませんか。</p> <p>(質問等なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。</p> <p>(午後2時15分)</p>
議 長	<p>続きまして、その他に入ります。</p> <p>(1)会長等報告は、私(赤間 敬 会長)と嶺岸若夫会長職務代理者からいたします。<u>資料3</u>をご覧ください。</p>
会 長 会長職務代理者	<p>— その他 —</p> <p>(1)「会長等報告」</p>
議 長	<p>ご質問等はございますか。</p> <p>(質問等なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、次に(2)「他農業委員会における耕作放棄地検出システムの活用状況等について」を、事務局から説明願います。</p>
事務局長	<p>— その他 —</p> <p>(2)「他農業委員会における耕作放棄地検出システムの活用状況等について」</p>
議 長	<p>ご質問等はございますか。</p> <p>(質問等なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、次に(3)「事務局からの連絡事項」を、説明願います。</p>
事務局振興係	<p>— その他 —</p> <p>(3)「事務局からの連絡事項について」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 8月開催の研修出席者の旅費の振り込みについて 2 9月～10月の予定表 3 各種物品 4 8月29日開催 市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修会資料 5 他市町村農業委員会だより(広島市、千葉市)

議 長

ここまでの説明について、ご質問等はありませんか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、その他について終了いたします。

他に何かございますか。

なければ、以上で議事の一切を終了いたします。

司会：副主幹

それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理者からお願いします。

嶺岸会長職務
代理者

以上をもちまして、仙台市農業委員会第 77 回総会を閉会します。

閉 会

(午後 2 時 4 5 分)